

福県医発第 423 号 (地)

平成 17 年 5 月 27 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康



平成 17 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

新緑の候 貴職益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 17 年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」につきまして、厚生労働省健康局長より日本医師会を通じて別添のとおり協力方依頼がありました。

「世界禁煙デー」は、世界保健機関 (WHO) の決議により昭和 63 年に初めて設けられ、平成元年からは 5 月 31 日と定められており、厚生労働省においては、平成 4 年より「禁煙週間」(5 月 31 日～6 月 6 日)を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組みを行っております。

平成 17 年度については、保健医療関係者の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を行うことを目的として、「たばこ規制と保健医療専門家の役割」をテーマに、たばこ対策を実施することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、特に①たばこ健康に関する正しい知識の普及、②未成年者の喫煙防止対策、③公共の場・職場における受動喫煙防止対策、④禁煙支援についてのご協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、同封のポスターは数に限りがあり各医師会 2 部ずつとなっておりますが、ご活用いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

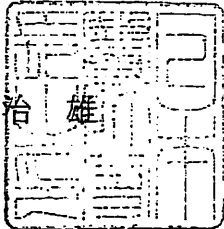


日医発第145号（地Ⅲ30）

平成17年5月23日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 植松



平成17年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省健康局長より、平成17年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について協力方依頼がありました。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により、昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められております。また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年のWHOの標語の趣旨に沿った取り組みを行っているものであります。

WHOでは、平成17年度の世界禁煙デーのテーマを「たばこ規制と保健医療専門家の役割」としていることから、今年度の本週間においては、保健医療関係者の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を行うことを目的として、たばこ対策を実施することとしております。

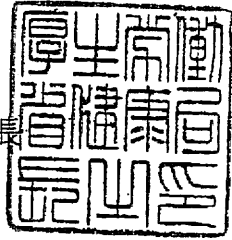
つきましては、昨年度と同様に本会も主唱者でありますので、貴会におかれましては本件の趣旨をご了知いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について、周知、協力方よろしくご高配のほどよろしくお願い申し上げます。特に①たばこ健康に関する正しい知識の普及、②未成年者の喫煙防止対策、③公共の場・職場における受動喫煙防止対策、④禁煙支援においてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、同封のポスターは、別便にて貴会宛に送られることとなっておりますので、ご活用いただければ幸甚です。

健発第0428008号
平成17年4月28日

社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成17年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての啓発等のたばこ対策は重要な課題であります。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められたものであります。

厚生労働省においては、WHOの決議に沿って種々の対策を行ってまいりましたが、平成4年から「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組を行うこととしております。

本年2月27日には保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められています。

このような状況の下、WHOでは本年の世界禁煙デーのテーマを「たばこ規制と保健医療専門家の役割」としていることから、今年度の本週間においては、保健医療関係者の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を行うことを目的として、別添のとおりたばこ対策を実施することとしております。

ついては、貴会におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、貴管内関係団体への周知及び特に下記の事項につきまして御協力をお願いいたします。

記

- 1 たばこと健康に関する正しい知識の普及
 - ・本週間用ポスターの掲示
 - ・パンフレットの配布等、各種広報活動の実施
- 2 未成年者の喫煙防止対策
 - 地方自治体が教育委員会、警察の協力を得て実施する
 - ・学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会
 - ・児童・生徒を対象とした未成年者喫煙防止法の趣旨の徹底、たばこの健康への影響に関する知識についての授業
- 等への協力
- 3 公共の場・職場における受動喫煙防止対策
 - ・病院等関係施設内における受動喫煙防止対策の実施
- 4 禁煙支援
 - ・保健所、市町村保健センター等が実施する禁煙相談、禁煙指導への協力

平成17年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」における取組みについて

1. 禁煙週間のテーマ

「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

(参考) WHOのテーマ: 「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

(The role of health professionals on tobacco control)

趣旨: 世界的には保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が本年2月27日発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。

このような状況の下、平成17年度においては、保健医療関係者(日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等)の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を積極的に行うものである。

2. 世界禁煙デー 5月31日(火)
禁煙週間 5月31日(火)～6月6日(月)

3. 主要な実施事項

- 厚生労働大臣メッセージの発表(記念シンポジウムにおいて発表)
- 閣議における厚生労働大臣発言
- 世界禁煙デー記念シンポジウムの開催
- 「禁煙週間」実施要綱の策定、周知
- 本週間用ポスターの作成、配布、掲示
- 各省庁、地方公共団体、関係団体及び厚生労働省内部部局等に通知し、その趣旨について理解と協力を求める。
- 厚生労働省ホームページ等による情報提供

4. その他の対応

- 厚生労働省内職員へ向け禁煙の呼びかけ(禁煙週間中、省内放送等で通知)
- 禁煙週間中における合同庁舎5号館内でのたばこの自動販売機の停止、1階喫煙室の閉鎖(午前10時～午前12時)、喫煙可能な飲食店における禁煙タイムの設定

平成17年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

平成17年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

本年2月27日には保健分野における初めての多数国間条約である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も批准国として、たばこ対策を強力に推進することが求められている。

このような状況の下、WHOでは本年の世界禁煙デーのテーマを「たばこ規制における保健医療専門家の役割」としていることから、今年度の本週間においては、保健医療関係者（日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等）の協力を得て、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととするものである。

3 禁煙週間のテーマ

「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

（参考）WHOのテーマ：「たばこ規制における保健医療専門家の役割」

(The role of health professionals on tobacco control)

4 期 間

平成17年5月31日（火）から平成17年6月6日（月）まで

5 主 唱

厚生労働省、（社）日本医師会（予定）、（社）日本歯科医師会（予定）、

（社）日本薬剤師会（予定）、（社）日本看護協会（予定）、

たばこと健康問題NGO協議会、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター

6 協力機関

（財）がん研究振興財団、（財）結核予防会、（財）健康・体力づくり事業財団、

（財）日本公衆衛生協会、（財）日本食生活協会、（財）日本心臓財団、

（財）日本対がん協会、（財）母子衛生研究会

7 本週間に実施する事項

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省及び附属機関は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、特に未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止等の取組について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会の協力を得て行うこととしている。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・広報誌による禁煙週間及びたばこ規制枠組条約等についての紹介
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念シンポジウムの開催

イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・警察庁及び文部科学省に対し、地方自治体が行う未成年者の喫煙防止対策の講習会、授業等について、警察や教育委員会の協力が得られるよう要請

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請

エ その他

(2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスター、パンフレット等の配布及び掲示
(ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。)

- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催

イ 未成年者の喫煙防止対策

教育委員会、警察の協力を得て

- ・学校保健担当者等を対象とした未成年者の喫煙防止に効果的な教育方法等を指導する講習会の実施
- ・児童・生徒を対象とした未成年者喫煙防止法の趣旨の徹底、たばこの健康への影響に関する知識についての授業等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・受動喫煙対策が遅れている飲食店、娯楽施設等の事業者を対象とした受動喫煙防止対策に関する講習会、個別指導等の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における受動喫煙防止対策の取組の推進

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センター等における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施

オ その他